（様式２）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年 10 月 16 日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長　遠藤　賢也

１　契約の概要
特Ａ重油　１２，０００リットルの購入

２　履行（納品）場所
万世ポンプ場ほか

３　契約日
令和８年９月 24 日

４　履行日又は履行期間
契約締結の日から令和８年９月 30 日まで

５　契約金額
￥１，８６７，８００.－（うち消費税及び地方消費税相当額 169,800 円）

６　支払い方法
１回払い

７　契約の相手方（名称及び所在）
神奈川県石油業協同組合　代表理事　木所　章
中区万代町３丁目５番地３

８　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
万世ポンプ場等では、降雨時における排水機能を維持するため、特 A 重油を動力源とする雨水排水ポンプを運転しています。これらのポンプは、燃料の安定的な供給を前提として稼働する重要な設備であり、燃料の供給が滞った場合には、降雨時の排水機能を確保することができず、浸水被害の発生や市民生活、公衆衛生に重大な影響を及ぼすおそれがあります。
本ポンプ場用特A重油については、9月の降雨に伴う雨水排水ポンプの長時間運転により、第2四半期分として当初契約した購入量を全量使用したため、燃料が不足する状況となっています。

今後の降雨に備え、速やかに燃料を確保する必要がありますが、通常の契約手続では調達に相当の期間を要することから、ポンプ場の機能維持に支障を来さないよう、緊急に特A重油を調達するものです。

9　契約の相手方の選定理由

令和８年度第２四半期の特Ａ重油の契約実績（同種の契約）があり、緊急対応が可能なため選定しました。

10　所管課

下水道河川局下水道施設部南部水再生センター